

重要事項説明書

ケアハウス 結いの泉

本重要事項説明書は、ご契約者（以下「入居者」という。）との契約に際し、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを、次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 緑水会 |
| (2) 法人所在地 | 山梨県上野原市大野 2 3 6 7 - 1 |
| (3) 電話番号 | 0 5 5 4 - 2 0 - 6 1 2 3 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 上條貢司 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 4 7 年 7 月 6 日 |

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 施設の種類 | ケアハウス |
| (2) 施設の目的 | |

社会福祉法人緑水会が設置運営するケアハウス結いの泉は老人福祉法の理念に基づき、低所得層に属する高齢者であって、家族環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方を低額な料金で利用していただき、医学的、心理学的配慮の下に健康で明るい生活を送っていただけることを目的としています。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (3) 施設の名 称 | ケアハウス 結いの泉 |
| (4) 施設 の 所 在 地 | 山梨県上野原市大野 2 3 2 0 - 1 |
| (5) 電 話 番 号 | 0 5 5 4 - 6 6 - 2 0 0 8 |
| (6) 施設長（管理者） | 小佐野 進 |
| (7) 施設開始年月日 | 令和 元年 7 月 1 日 |
| (8) 居室備品設備 | 一人部屋 3 0 室 エアコン 洗面 収納棚 カーテン ベッド |
| (9) 入 居 定 員 | 3 0 名 |
| (10) 施設 の 方 針 | |

ケアハウス結いの泉は、老人福祉法の理念に基づき利用者の処遇に万全を期するものとしています。

3. 利用要件

- (1) 年齢は60歳以上、基本的に自立している方であること。(但し、夫婦の場合は一方が60歳未満でも可)
- (2) 伝染性疾患がなくかつ共同生活が可能であること。
- (3) 精神疾患を患っていても症状が安定している場合で、かつ共同生活が可能で自立した生活が営めること。
- (4) 所定の経費の負担ができること。
- (5) 確実な連帯保証人が2名いること。

4. 職員の配置状況

施設長（1名兼務） 事務員（1名兼務） 生活相談員（1名） 介護員（1名以上）

*職員の定数は国及び山梨県の配置基準を下回らない職員を置くものとしています。

主な勤務体制

日勤者 7:00 ~ 16:00

7:30 ~ 16:30

8:00 ~ 17:00

8:30 ~ 17:30

10:00 ~ 19:00

当直者 10:00 ~ 翌17:00

宿直者 17:30 ~ 翌 7:30

5. 入居利用料金および支払方法

- (1) 利用料金（入居一時金等はありません。）別紙料金表参照
- (2) 利用料金・費用は1カ月毎に計算しご請求しますので、毎月5日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア JAクレイン振替（引き落とし）

イ 下記指定口座への振り込み

JAクレイン 大目支店 普通預金 4811143

ウ 現金払い

6. サービス概要

- (1) 受付時間 9:00~17:00
- (2) 食事時間 朝食 8:00~ 9:00
昼食 12:00~13:00

夕食 18:00～19:00

尚、外出などで食事時間に間に合わない場合は、キャンセルの連絡をお願いします。

(3) 入浴 入浴が困難になった場合、介護サービスも利用可能です。

入浴日 月曜日～土曜日 *日曜日はシャワーのみ

夏場は上記以外(日曜日除く)の日にシャワー浴可能です。

入浴時間 午前9:30～11:30 午後13:30～15:30

7. 事故発生時対応

- (1) 事故発生時には、まず応急対応します。
- (2) 必要に応じ主治医、保証人・家族、市町村等へ速やかに連絡します。
- (3) 万が一の事故に備え損害保険に加入しています。
- (4) 事故の再発防止、未然防止に努めます。

8. 秘密の保持

本施設の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用の契約の内容とします。

9. 高齢者虐待の防止

入居者の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10. 相談窓口、苦情受付について

(1) 当施設における苦情やご相談については、専門の職員が対応します。

担当者 生活相談員 羽鳥 建寿

電話番号 0554-66-2008 受付時間 9:00～17:00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

・上野原市役所 福祉保健部 長寿介護課

上野原市上野原 3163 電話 0554-62-3128

・山梨県社会福祉協議会 運営適正化委員会

甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8610 FAX 055-254-8614

(3) 第三者委員

公平中立な立場で、相談にのっていただける委員です。

- ・加藤 広 上野原市四方津 1 9 7 9 電話 0554-66-2651
- ・梶原 正明 上野原市大野 3 3 9 8 電話 0554-66-2317

令和 元年 月 日

ケアハウス結いの泉の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 ケアハウス 結いの泉

職 名 生活相談員 氏 名 羽鳥 建寿 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウス結いの泉の入居に同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印